

医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき 厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

- 医療法施行規則第57条の2第1項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号。以下「告示」という。）においては、持分なし医療法人への移行計画の認定制度における認定要件の1つである、社会保険診療費等による収入が全収入の80%を超えることという要件の、社会保険診療費等に含まれる予防接種の範囲を定めている。
- 当該予防接種の範囲については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種とされており、告示は、当該厚生労働大臣が定める予防接種として、以下の5つを定めている。
 - ① 麻しんに係る予防接種（予防接種法第2条第6項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）
 - ② 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
 - ③ インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
 - ④ おたふくかぜに係る予防接種
 - ⑤ ロタウイルス感染症に係る予防接種
- 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人（以下単に「社会医療法人」という。）の認定要件についても、医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第30条の35の3において、社会保険診療費等による収入が全収入の80%を超えることが規定されている。現在、社会医療法人に係る当該要件の社会保険診療費等にも予防接種を含めることとする改正を予定しているため、告示を改正し、社会医療法人の認定要件に係る予防接種についても、同様の定義を置くこととする。

2. 告示の内容

- 告示の題名及び本則中「第57条の2第1項第2号イ」を「第30条の35の3第1項第2号ロ」に改める。
- なお、医療法施行規則第57条の2第1項第2号イにおける予防接種の定義については、当該規定を改正し、同規則第30条の35の3第1項第2号ロの定義を準用することとする。

3. 根拠条文

- ・ 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ

4. 告示日等

告示日：平成30年3月下旬（予定）

適用日：平成30年4月1日